

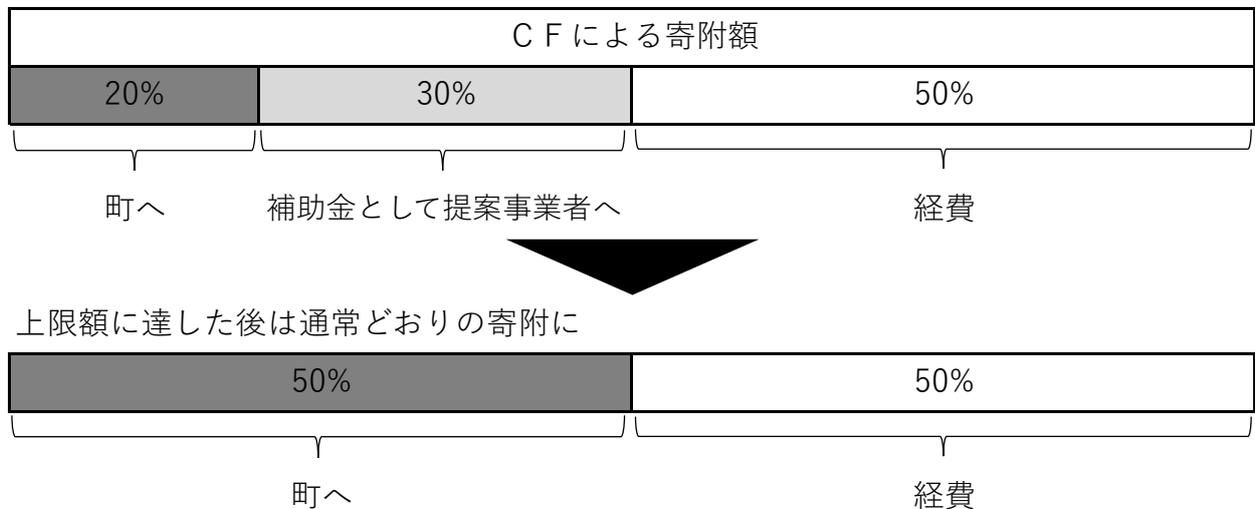
## 串本町ふるさと産品創出支援事業 概要

魅力的なふるさと産品をふるさと産品の創出を図ろうとする事業者に対し、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）による資金調達を実施し、補助金を交付します。（令和8年度開始）

補助金の交付を希望する事業者からの提案を募集し、町が採択した事業が交付対象となります。提案事業に係る補助対象経費の額の合計は、30万円以上です。

交付する補助金は、CFによる寄附額の30%です。CFの返礼品には、当該事業を提案した事業者の地場産品を用います。

補助金の上限額は、提案事業に係る補助対象経費の30%となります。上限額に達しなかった場合、協議の上、寄附額に応じた補助金を交付します。

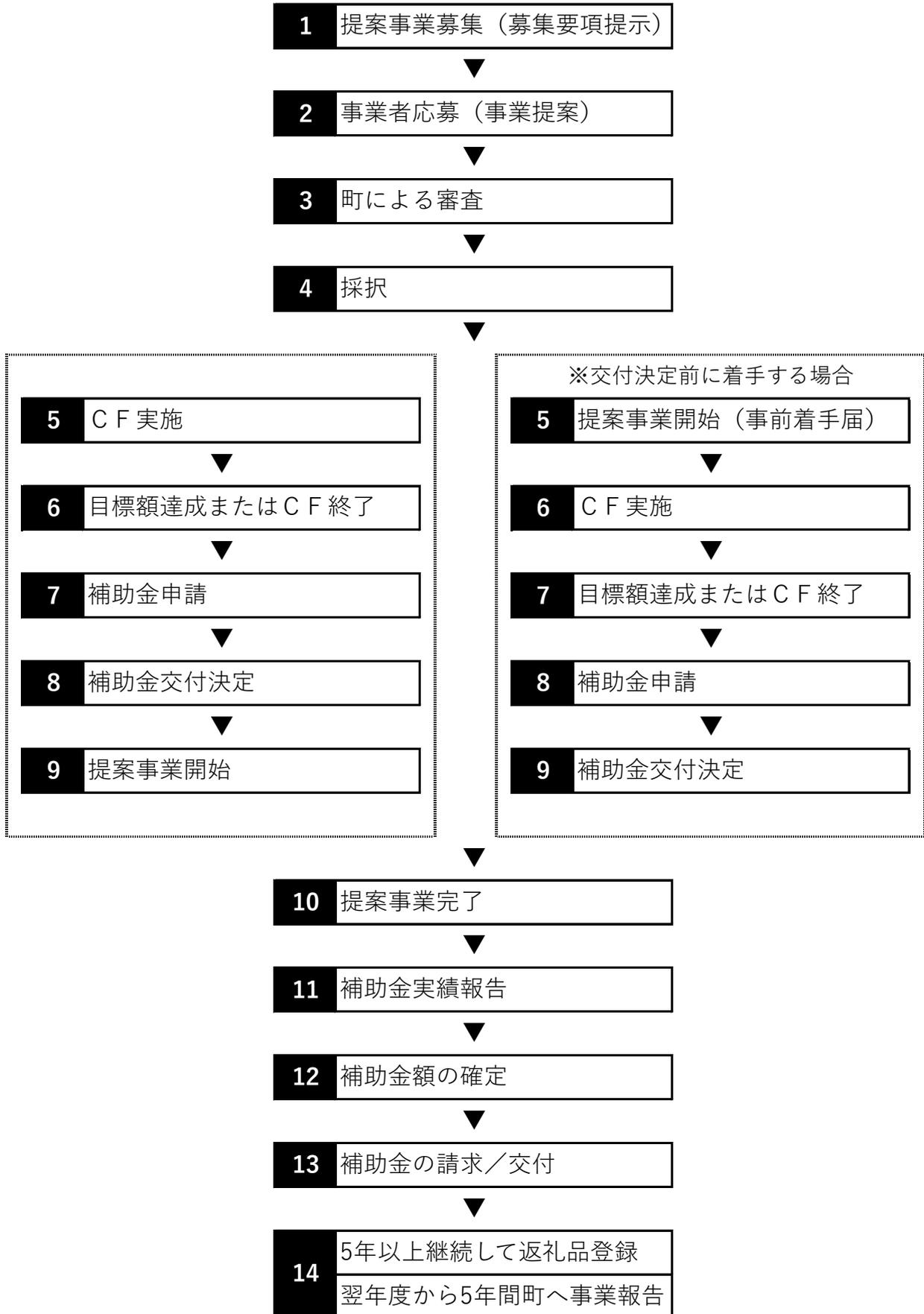


たとえば、提案事業の補助対象経費が100万円の場合・・・



- 寄附額25万円 ▶ 協議の上、7万5千円で補助可
- 寄附額50万円 ▶ 協議の上、15万円で補助可
- 寄附額100万円 ▶ 補助金額30万円 ※上限額
- 寄附額200万円 ▶ 補助金額30万円 ※超過した分は通常どおりの寄附扱い

## 串本町ふるさと産品創出支援事業 フロー図



※協議の上で、提案事業の完了が翌年度にずれ込む（繰り越す）ことは可能です。

## 串本町ふるさと産品創出支援事業 補助対象経費

### ▼補助対象となるもの（本事業を実施するために直接必要な経費に限ります。）

工場、作業場等の建物取得に係る建設費
建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
構築物、機械装置等の取得に係る経費
建物賃借費（補助事業の完了までの期間のものに限ります。）
改増築費
委託費
備品購入費
その他必要と認める経費

### ▼補助対象とならないもの

公租公課（消費税及び地方消費税は除きます。）
官公署に支払う手数料等
人件費
飲食費
消耗品費
土地の造成費
土地の購入費
返礼品の費用に含まれる経費
ふるさと納税の募集に係る経費
その他町長が不適切と認める経費

※補助事業により取得した不動産や30万円以上の機器等は、耐用年数を過ぎるまでは、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用すること、譲渡すること、交換すること、貸し付けること、担保に供することはできません。